

議 事 内 容

専務	<p>皆様、ご着席ください。</p> <p>6月15日より農業会議の専務理事兼事務局長となりました古賀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>会議に入ります前に、お手元の定款の抜粋をご覧ください。6月末の農協の改選により、JA佐賀中央会・中野会長及びJAさが・辻副組合長が交代され、当会議定款に基づき常設審議委員の地位を喪失されたこととなります。後任については、理事会で了承となりますので、現在の常設審議委員の数は17名となっております。</p> <p>本日の「第16回常設審議委員会」については、常設審議委員の総数17名に対し15名の出席をいただいておりますので、過半数に達していますので、常設審議委員会運営規程第11条に基づき、本委員会は成立していることを先ずもって報告いたします。</p> <p>それでは、開会に当たりまして、坂井会長よりご挨拶を申し上げます。</p>
会長	<p>第16回常設審議委員会の開会に当たり、ご挨拶申し上げます。</p> <p>今月は12市町の農業委員会で新体制へと移行することとなり、常設審議委員さんの中でも今回までという方がいらっしゃると思います。条例の制定や公募、農地利用最適化推進委員の設置など、会長さん方も大変苦労されたことと思います。新体制では、最大の目的である農地利用の最適化に向け、一丸となって取り組んで行けるよう、今後とも皆さま方のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>ところで、本日の常設審議委員会では、農地法による農業委員会からの意見聴取については、第4条・3件うち3,000㎡を超える案件が2件、第5条・7件うち3,000㎡を超える案件は6件、合計10件うち3,000㎡を超える案件は8件となっております。</p> <p>どうか慎重にご審議いただきますよう、お願い申し上げます。</p>
専務	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、常設審議委員会に入りたいと思いますが、農業会議定款第45条の規程に基づき、議長を坂井会長にお願いします。</p>
議長	<p>只今から議事に入ります。</p> <p>議事録署名者として、委員と委員にお願いし、書記は農業会議事務局といたします。</p>
議長	<p>それでは、農地法第4条及び第5条の規定による意見聴取に入ります。</p> <p>一括上程しますので、内容について、各市町農業委員会事務局及び農業会議事務局から説明をお願いします。</p>

農業会議事務局

(前月の審議案件の結果について報告)

農地法第4条関係、農業委員会経由、申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断されており、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断されております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

農地法第4条関係、申請の植林への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号5-1、申請の太陽光発電施設用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号5-2、申請の条件付分譲住宅用地への転用において、申請地はJR 駅から概ね300m以内にある農地であることから第3種農地と判断されるため、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

整理番号5-3、申請の養鶏場用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

整理番号5-4、申請の太陽光発電設備用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであって、当該事業の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められるものであり、第1種農地の割合が3分の1を超えない場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。

農業委員会

農業委員会より説明いたします。

		<p>整理番号 5 - 5、申請の社屋・駐車場用地への転用において、申請地は特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されますが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置される場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
農業委員会		<p>農業委員会より説明いたします。</p> <p>整理番号 5 - 6、申請の建売分譲住宅用地への転用において、申請地は中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断され、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得ることから、許可相当と判断しております。</p>
農業会議事務局		<p>最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第 1 種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件については、農地法第 4 条関係が の 1 件、農地法第 5 条関係が の 1 件ございます。</p> <p>併せてご審議のほどお願いします。</p>
議	長	<p>農地法第 4 条関係 3 件、第 5 条関係 7 件、合計 10 件について説明がありました。</p> <p>ここで、3,000㎡を超える 8 案件について、案件ごとに審議を行いたいと思います。</p>
議	長	<p>はじめに、農地法第 4 条関係、農業委員会経由、申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。</p>
	委員	<p>植林されるということで、後の維持管理が大変だと思うのですが、どのように計画されているのですか。単に植えただけでは意味がなくて、夏場の下草刈り等をする必要があるのですが。</p>
農業会議事務局		<p>この案件につきましては、既に転用されている始末書案件となっております。</p>
議	長	<p>他に、ご意見・ご質問等ないでしょうか。</p>
委員	一同	<p>(意見・質問・異議なし)</p>
議	長	<p>ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。</p>
委員	一同	<p>(挙手多数)</p>
議	長	<p>挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして</p>

農業委員会会長に回答いたします。

議 長 次に、農地法第4条関係、 農業委員会経由、 申請の植林への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委 員 これについても、同じように植林後の維持管理をどうされるのかお尋ねします。

農業委員会 3～4年経つと木は大きくなりますので、3～4年は管理をお願いしています。農地転用の際、農業委員会から転用完了証明書を出しているのですが、植林の場合、申請があつて許可が下りた後3～4年経って、現場を見に行つて山林の状態になっていないと出しておりません。植えただけで結局育たなかったということにはならないようにしています。

議 長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。

委 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委 員 一 同 (挙手多数)

議 長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、 農業委員会経由、 申請の太陽光発電施設用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委 員 一 同 (意見・質問・異議なし)

議 長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委 員 一 同 (挙手多数)

議 長 挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。

議 長 次に、農地法第5条関係、 農業委員会経由、 申請の条件付分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。

委員	地目・面積には4,081㎡とありますが、土地の利用及び施設の概要には実測面積で4078.09㎡とあり、面積が違っておりますけれど、これは誤差の範囲ということなのではないでしょうか。この案件に限らず、8ページ、10ページも申請面積と利用面積が違いますが、本来ならば合わせる必要があるのではないのでしょうか。
農業委員会	計画の関係で測量をされていまして、実測が違ったためこのように申請書に記載されています。
委員	それは分かりますが、登記簿台帳と土地利用計画の面積が違う場合、何㎡までは誤差の範囲だからいい等はあるのですか。100㎡まで違ってもいいということかもしれないですし。
農業会議事務局	申請としては農地台帳の面積で、その面積を転用するということですが、実際測ったところ若干足りなかったということです。
委員	それでいいのですか。
委員	法務局としてはどちらを認めるのですか。
農業会議事務局	あくまでも台帳面積の4,081㎡が正しいです。業者が測量してこの面積になっておりますが、転用上はあくまでも台帳面積でいきますので、当然登記も4,081㎡ということになります。
委員	ですから、実測がこうだからではなく、計画を4,081㎡に合わせるべきですよ。
農業会議事務局	はい、そう思います。
委員	今では地積調査が90%ぐらい終わっていて、最後の地区を調査している段階ですが、この申請の辺りは大分前に済んでますよね。その当時の測量法で座標を組んできちんとしているので、本来合わなければいけないですよ。
委員	合わなかったら地積更正しなければなりません。
委員	参考までにですが、例えば土地改良の換地処分当時の地積測量関係は公差が認められておまして、確か1,000㎡あたり20㎡までだったかと思えます。公差の範囲内であれば認められることになりますが、今の測量であれば当然合うはずですよ。
委員	以前の平板測量法であれば誤差も大きかったかもしれません。実測面積が正確なものということになりますね。
議長	公差の範囲内でいいという解釈でよろしいですね。

		他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同		(意見・質問・異議なし)
議長		ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同		(挙手多数)
議長		挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長		次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の養鶏場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員		開発行為の許可申請はされていると思うのですが、同時利用地に山林が含まれているので、林地開発はどのようにされるのですか。
農業委員会		山林が2筆ありますが、面積的に林地開発でなく伐採届となります。
委員		鶏舎は4,200㎡で、予備地が8,200㎡とありますが、予備地とはどういうことですか。
農業委員会		予備地は、鳥インフルエンザが発生した場合の埋設地となります。
委員		万が一の場合のですね。ということは、鶏舎の倍ぐらいの土地ですが、後々増築したりはできない場所ということですね。
農業委員会		そうです。鳥インフル対策の処分地として確保するということです。
委員		今は牛舎でも、口蹄疫等で牛を埋める時の用地を確保しておきなさいということになっています。以前家畜保健所の方から指導があり、図面を出しなさいということでその時は農地を充てたのですが、鳥とか牛とかの家畜伝染病対策でそのようになっています。
委員		いつごろからそのようになっているのですか。
委員		宮崎の口蹄疫からです。

- 委員 2010年に宮崎県で口蹄疫が発生して広がってしまいました。その後も鳥インフルとか色々ございましたが、それを踏まえて家畜伝染病予防法という法律が改正されて、家畜を使用する方は殺処分を行うのに必要な用地を確保しなさいということで義務付けられております。新設される施設についてはこの用地が必要となり、既存の施設の場合は自分の農地や用地を探して予定地とすることが義務付けられています。敷地内か離れた場所かはそれぞれの事情によるところですが、この案件について、私は非常に適格な用地の利用計画をお持ちであると思います。
- 委員 その予備地はどんな形でもよいのですか。雑種地とか山林、原野でも別に関係ないのですか。
- 委員 家畜伝染病予防法と他の法律との兼ね合いがありますが、広がることを防ぐための措置ということで優先できる場合が多いとは聞いております。穴を掘ってはいけないような土地を予備地とするのは難しいのではないかと思います。予定地を実際掘ってみたら地下水が出てきたとかもあるようです。
- 委員 私が当事者として、鳥インフルが発生しました。1箇所は、とにかく場所を探せということで、たまたま10a程あったのでそこを掘ったのですが水が出て、別の場所が近くにあったので10aぐらいの農地を2枚潰して埋却した次第でございます。72時間以内に埋却しなければなりませんので、山林で木が立っていたら当然間に合わないで、やはり田や畑しかできないのではないかなと思います。2箇所施設があるので2箇所探せということで、最近、四苦八苦して探してようやく確保できたところでございます。
- 委員 今回のこの計画を見ると、全体の約3分の1が予備地ですが、仮に出た場合は4～5m掘らなければならないですね。2m掘ったら下は岩盤ということではいけない訳ですね。
- 委員 4m掘ればよいのですが、掘れない場合は上に2m盛るといふようなことになります。そこは現場に合わせて何m掘るといふのが決まっております。
- 議長 他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
- 委員一同 (意見・質問・異議なし)
- 議長 ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
- 委員一同 (挙手多数)

議	長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の太陽光発電設備用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
議	長	(意見・質問・異議なし)
委員一同		ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
議	長	(挙手多数)
委員一同		挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議	長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の社屋・駐車場用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
	委員	同時利用地に雑種地が含まれていますが、元々ここは転用されていたのではないですか。北側の魚市場を造成するとき一緒にされていたのであれば宅地にするべきだったのではないのでしょうか。
	農業委員会	ここは魚市場とは別になります。
	委員	所有者は今回の申請人の方ですか。
	農業委員会	はい、そうです。
	委員	ここはなぜ雑種地になっているのですか。
	農業委員会	ここは、砂利を敷いてあって駐車場として利用されています。
	委員	分かりました。
議	長	他にご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同		(意見・質問・異議なし)
議	長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。

委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長	次に、農地法第5条関係、農業委員会経由、申請の建売分譲住宅用地への転用について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、この案件については、異議なしとして農業委員会会長に回答いたします。
議長	最後に、1,000㎡以上3,000㎡以下の農振農用地・甲種農地・第1種農地のうち農業用施設・農家住宅・植林を除く案件について、ご意見・ご質問等ないでしょうか。
委員一同	(意見・質問・異議なし)
議長	ご質問等ないようですので、採決を採りたいと思います。それでは、異議のない方は挙手をお願いします。
委員一同	(挙手多数)
議長	挙手多数ですので、1,000㎡以上3,000㎡以下の案件についても異議ないものと認め、先ほどご決定いただきました3,000㎡を超える案件と合わせ、本日意見を求められた農地法第4条関係3件、第5条関係7件について、各市町農業委員会会長に異議なしとして回答することといたします。 以上をもって、議事を終了いたします。
	議 事 終 了
専務	ありがとうございました。 以上をもちまして、常設審議委員会を終了いたします。

1 4 時 2 5 分